# 第57号答 申

## 第1 審査会の結論

名古屋市長(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となる行政 文書を一部公開とした決定は、妥当である。

#### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成17年3月25日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、名古屋市立5病院における医療用ガスの購入(平成17年度)に係る入札の落札業者が名古屋市に対して提出した証明書類一式の公開請求を行った。
- 2 同年4月12日、実施機関は、上記の公開請求に対して、次の行政文書(以下「本件行政文書」という。)を特定したが、本件行政文書には第三者である異議申立人に関する情報が記載されていたことから、異議申立人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。
  - (1) 医薬品製造業許可証
  - (2) 医薬品製造承認書
  - (3) 医薬品販売業許可証
  - (4) 高圧ガス販売事業届書
  - (5) 緊急連絡体制図
  - (6) 代理店証明書
  - (7) 医療ガス供給証明書
- 3 同月19日、異議申立人は、実施機関に対し、本件行政文書のうち、次のものに記載されている異議申立人に関する情報について、公開に反対する旨の意見書を提出した。
  - (1) 医薬品製造業許可証
  - (2) 医薬品製造承認書
  - (3) 高圧ガス販売事業届書
  - (4) 緊急連絡体制図
  - (5) 代理店証明書
  - (6) 医療ガス供給証明書
- 4 実施機関は、同年5月6日、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を公開請求者に通知するとともに、同日、本件処分を行ったこと、本件行政文書に記載されている異議申立人に関する

情報のうち、会社名、所在地、役員氏名、電話番号及び取扱品目については公にすることにより異議申立人に明らかに不利益を与えるとは認められないこと並びに同月27日に公開を実施することを異議申立人に通知した。

条例第7条第1項第2号に該当

本件行政文書のうち、次のものについては、事業活動を行っていくうえでの内部 管理に関する情報であって、公開することにより当該法人の事業運営に支障をきた すと認められるため。

- (1) 医薬品製造業許可証
- (2) 医薬品製造承認書
- (3) 高圧ガス販売事業届書(販売主任者免状に限る。)
- (4) 医療ガス供給証明書(液化ヘリウム、ヘリウムガス供給保証書、供給証明書及びガス供給証明書に限る。)
- (5) 次の文書に記載されている法人の社印、代表者印の印影並びに従業員及び取引 先に関する情報
  - ア 高圧ガス販売事業届書(販売主任者免状を除く。)
  - イ 緊急連絡体制図
  - ウ 代理店証明書
  - エ 医療ガス供給証明書(液化ヘリウム、ヘリウムガス供給保証書、供給証明書 及びガス供給証明書を除く。)
- 5 同年5月26日、異議申立人は、実施機関に対し、本件処分のうち次の情報(以下「本件法人情報」という。)を公開とした部分を不服として、異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行うとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。
  - (1) 医薬品販売業許可証に記載されている店舗の所在地
  - (2) 高圧ガス販売事業届書に記載されている販売所の所在地
  - (3) 容器置場の所在地
  - (4) 緊急連絡体制図に記載されている販売店の通常時及び緊急時の電話番号
- 6 同月27日、実施機関は、本件処分の執行停止の決定を行い、その旨を異議申立人 及び公開請求者に通知した。
- 7 同年9月8日、公開請求者が、実施機関に対し、参加人として本件異議申立ての 手続に参加したい旨を申請し、同年12月7日、実施機関は、当該申請を許可した。

#### 第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分に係る行政文書のうち本件法人情報を公開とした部分の取消しを求める

ものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している 異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

医薬品販売業許可証に記載されている店舗等の所在地を調べる行為は、一般人が 行っているとは考え難く、別の意図があるとしか考えられない。

法人登記簿で支店の所在地を、業界団体のホームページで事業所の所在地及び電話番号をそれぞれ調べることができるが、法人登記簿やホームページで調べることができる人ばかりではない。

いたずら電話、不審な訪問者、不自然な問い合わせ等が頻繁にあり、従業員や近 所の人たちに迷惑がかかっている。特に平成17年5月に入ってから回数が増えてお り、日常業務に支障が出てきていることから、これ以上の営業の妨害を防ぎたい。

#### 第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第7条第1項第2号の「不利益を与えると認められるもの」とは、次のようなものをいうが、本件法人情報は「不利益を与えると認められるもの」に該当するとは認められない。
  - (1) 生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの
  - (2) 経理、労務その他の事業活動を行ううえでの内部管理に関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の事業運営に支障をきたすと認められるもの
  - (3) その他公にすることにより、法人等又は個人事業者の名誉、社会的評価、活動の自由等が損なわれると認められる情報
- 2 条例第7条第1項第2号の「明らかに」とは、当該情報が開示されることにより、 法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、 その有している競争上の地位が当該情報の開示によって具体的に侵害されること等 が客観的に明白な場合を意味するものと解するのが相当であるが、本件法人情報を 開示したとしても、異議申立人の主張する不利益の生じることが客観的に明白であ るとは認められない。
- 3 本件異議申立てに係る情報のうち、医薬品販売業許可証に記載されている店舗の 所在地及び緊急連絡体制図に記載されている販売店の通常時の電話番号については、

インターネットにより閲覧することが可能であり、条例第7条第1項第2号に規定する非公開情報に該当するとは認められない。

#### 第5 参加人の主張

参加人は、反論意見書及び口頭による意見の陳述で、おおむね次のとおり主張している。

本件異議申立ては、これを棄却することが適当であり、その理由は、実施機関の弁明を援用する。

## 第6 審査会の判断

1 争点

本件法人情報が、条例第7条第1項に該当するか否かが争点となっている。

### 2 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

#### 3 条例第7条第1項該当性

- (1) 条例第7条第1項は、公開請求権と個人又は法人等の第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、非公開とする情報について定めるとともに、実施機関は、公開請求があった場合、非公開情報に該当する情報が記録されている場合を除き、公開しなければならないと定めているので、当審査会は、本件法人情報が、条例第7条第1項に該当するか否かを判断する。
- (2) 法人に関する情報については、条例第7条第1項第2号が、法人の事業活動の 自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開 情報とすることを定めている。
- (3) 本件法人情報は、いずれも法人の事業活動上の情報であることは明らかである。
- (4) そして、不利益になる事業活動上の情報とは、次のようなものをいうが、本

件法人情報は、いずれにも該当しない。

- ア 生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、法人等又は個人事業者の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるもの
- イ 経理、労務その他の事業活動を行ううえでの内部管理に関する情報であって、 公にすることにより、法人等又は個人事業者の事業運営に支障をきたすと認め られるもの
- ウ その他公にすることにより、法人等又は個人事業者の名誉、社会的評価、活動の自由等が損なわれると認められる情報
- (5) したがって、本件法人情報は、公開することによって、異議申立人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報とはいえず、条例第7条第1項第2 号に該当するとは認められない。
- (6) また、本件法人情報は、法人に関する情報以外の非公開情報を定める条例第7条第1項第1号及び第3号から第7号までの規定のいずれにも該当しないと認められる。
- (7) 以上のことから、本件法人情報は条例第7条第1項に該当するとは認められない。
- (8) なお、異議申立人は、本件法人情報が公開されると、不審な訪問者、いたずら 電話等の営業妨害がさらになされることを懸念しているが、法人登記簿及び業界 団体のホームページにおいて明らかにされている支店及び事業所に関する情報に より、店舗等の所在地及び電話番号を把握することは可能であるから、本件法人 情報を公開することにより、直ちに営業妨害がなされるとは認められない。
- 4 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第7 審査会の処理経過

年 月 日	処	理	経	配
平成17年9月5日	諮問書の受理			
9月6日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知			
10月3日	実施機関の弁明意	見書を受理		
12月7日	異議申立人及び参加人に弁明意見書の写しを送付			
	併せて、弁明意見	.書に対する	反論がある	るときは反論意見書
	を、口頭での意見陳	[述を希望す	る場合は意	意見陳述申出書を提
	出するよう通知			

平成18年1月6日	異議申立人の反論意見書を受理	
1月11日	参加人の反論意見書を受理	
3月28日	調査審議	
(第64回審査会)	実施機関の意見を聴取	
4月18日	調査審議	
(第65回審査会)	異議申立人の意見を聴取	
5 月16日	調査審議	
(第66回審査会)	参加人の意見を聴取	
平成20年2月12日	調査審議	
(第87回審査会)		
2月22日	答申	